

一般財団法人 きょういく創造育成財団

シンポジウム

個別課題へのプロアクティブな生徒指導 ～生徒指導提要の改訂をうけて～

板橋区教育委員会指導室長 氣田 眞由美

板橋区がめざす最上位目標

教育の板橋！！の実現

板橋区教育ビジョン2025

めざす将来像

“いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！”

地域が支える教育の板橋

“学び合う、学び続ける人づくり！”

地域を創る教育の板橋

板橋教育ビジョン2025における 児童生徒に求める資質・能力

- **主体的**に **課題を発見**し、解決に導く力
- **協働**して **課題解決**に取り組む力
- 失敗を恐れずにチャレンジする力

**校則においても、児童生徒が主体的に考え、
行動できるようにしたい！！**

本区がめざす将来像（人間像）

キーワード

自 立 貢 献 共 生
創 造

自立した人間として、社会に**貢献**し、
地球市民として**共生**に努めながら、
新たな価値を**創造**する人間

いたばし学び支援プラン2025

○教育ビジョンの取組を具現化するための4年間の具体的なアクションプログラム

○本区がめざす社会教育・家庭教育・学校教育の4つの柱と9つの重点施策

4つの柱

○保幼小接続・小中一貫教育の推進

○板橋区コミュニティ・スクール（iCS）の推進

○学校における働き方＝働き甲斐改革

○誰一人取り残さないための居場所づくり

校則の見直しに向けて

3つの背景

①次世代の学校づくり

②子どもの権利の尊重

③生徒指導提要の改訂

①次世代の学校づくり



教育の板橋・『次世代の学校づくり』

2023. 5

板橋区教育委員会 教育長 中川 修一

学校のミッション

☆子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる居場所づくり
 ☆子どもたちが自己実現できる確かな学力の定着・向上が図れる
 学び舎づくり

3つの「がっこう」

- 1 学力の定着・向上に向けた「学校」
- 2 すべての大人が子どものために知恵と力を出し合う「合校」
- 3 特色ある楽しい教育活動を実践する「業校」

4つのリミッターから脱却
 ○前例踏襲 ○思考停止
 ○固定観念 ○自己制止
 「やってみなはれ！」

Society5.0 (ビジョン)

- ①文章や情報を正確に読み解き対話する力 ②科学的に思考・吟味し活用する力 ③価値を見付け生み出す感性と力、好奇心・探究心

SDGs (コンテンツ)

「誰一人取り残さない」
 目標4「質の高い教育」に「持続可能な社会の創り手の育成」を図るESDは、SDGsの目標に繋ぐ要として大きな役割

STEAM (メソッド)

Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics
 各教科での学習を実社会の問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習 カリキュラム・マネジメント

GIGA (ツール)

多様な子どもたちに個別最適な学びと協働的な学びを実現し、情報活用能力を含む資質・能力が確実に育成できる教育ICT環境を整備する 教育現場へのDX化

「DX」とはデジタル・トランスフォーメーション
 (デジタルを利用した変革) の略

板橋区コミュニティ・スクールニみんなの学校

- ◎ねらい 地域とともにある学校・「どの子も、我が子」
 地域の宝である子どもたちを誰一人取り残すことなく育み、すべての子どもが安心して学ぶことのできる居場所を地域に作るために、地域の大人と学校が本音で語り合い、協働すること。その結果として、学校に集まった地域の大人が連携を深め、地域に戻り地域のために協働し、地域コミュニティの活性化につながる。
- ◎「学校だけ」「先生だけ」の構造から「地域の人や物、声」を生かした学校経営への転換
一元主義からの脱却
 →今学校が取り組んでいることや、学校が困っていること悩んでいること等、学校の「理恵」を保護者や地域の方にきちんと知らせていくことの重要性
- ◎不可欠な3機能 ○「熱意」(当事者意識)
 ○「協働」(参画意識)
 ○「マネジメント」(校長のリーダーシップ)

小中一貫教育につながるある義務教育

- ◎ねらい 1年生から9年生へ、誰一人取り残さない
 義務教育9年間で児童生徒を育てるという指導観の転換、「中1ギャップ」への対応、「学びの連続性」による学力の定着・向上、児童の心身の発達早期化への対応
- ◎特色ある『学びのエリア教育』の創出
 義務教育修了時のめざす子ども像の明示・共有
- ◎板橋区授業スタンダードによる質の高い授業の実現
- ◎義務教育9年間を見通した系統的なカリキュラム作成
 →「iカリキュラム」、各教科等9年間の単元配列表
- ◎『読み解く力』(読解・思考・表現)の育成
 →「教科書を用いて教科書で学ばせる」
自己学習力
- ◎小中教員によるTTT、兼務発令による小中交換授業、小学校高学年からの一部教科担任制
- ◎成果指標(学校満足度・授業満足度・学力調査)のUP

教師の働き方改革ニ働き甲斐改革

- ◎ねらい 教師の専門性を磨く！
「学び家」を続ける
 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子どもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出すことのできる環境を整えること。
- ◎教師の長時間勤務の是正(学校の役割の増大、子どもたちの多様化、保護者の意識変化、コロナ禍等対応)
 →「持続可能な働き方づくり」
- ◎自助:学校自身が学校の在り方や勤務実態を見直す
 →優先順位のトップ「授業革新」、行事や部活動の見直し
- ◎共助:家庭や地域の学校バックアップ体制
 →学校の情報開示・支援要望、iCSの活用
- ◎公助:教委のビジョン確立、広報、施策改革、人的支援

居場所づくりニ多様性を認める

- ◎ねらい 自己肯定感、自己有用感を育む
居場所づくり
 学校教育において、子どもたちの多様性が認められる「居場所」が重要
- ◎学校に登校できない児童・生徒にとっても学校や教室、家庭以外で社会とつながれる「居場所」があることで、社会と関わりをもつ第一歩を踏み出すことができるようにする。
- ◎区立全小中学校に「居場所」を設置
 →不登校児童・生徒が自分の興味・関心があることに取り組むことのできる環境を整備
 →一人一台端末を活用し、オンライン授業等に参加できる体制の確立
 →教職員やNPO法人が対応
- ◎生涯にわたる学びの創薬へ
 →中高生勉強会
 →フレンドセンター
 →中央図書館
 →生涯学習センター
 →学校教育・家庭教育・自己学習・社会教育

「次世代の学校づくり」キーワード

3Sと1G

Society5.0 (ビジョン)

SDGs (コンテンツ)

STEAM (メソッド)

GIGA (ツール)

②子どもの権利の尊重

○**児童の権利に関する条約**（平成元年11月）

- ①差別禁止
- ②児童の最善の利益
- ③生命・生存・発達に対する権利
- ④意見を表明する権利

○**子ども基本法**（令和4年6月）

- ・意見を表明する機会の確保
- ・その意見が尊重されること

③生徒指導提要改訂

3.6.1 (1) 校則の意義・位置付け

【校則の意義】

- 児童生徒が**健全な学校生活**を送り、**よりよく成長**していくために設けられるもの

【校則の位置付け】

- 社会通念上合理的と認められる範囲において、**教育目標の実現**という観点から校長が定めるもの
- 児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすもの**となるように配慮

③生徒指導提要改訂

3.6.1 (2) 校則の運用

【校則の運用】

「校則を守らせることばかりにこだわることなく、**何のために**設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が**自分事**としてその意味を理解して自主的に校則を**守る**ように指導していく」

守らせる ⇒ **自主的に守る** へ

【校則の見える化】

普段から学校内外の関係者が見られるように学校のホームページ等に公開

③ 生徒指導提要改訂

3.6.1 (3) 校則の見直し

【校則の見直し】

- 学校の教育目的に照らして適切な内容か
- 現状に合う内容に変更する必要がないか
- 本当に必要なものか**

絶えず見直すこと

- 校則によってマイナスの影響を受けている児童生徒はいないか
いる場合にはどのような点に配慮が必要であるかを検証

③生徒指導提要改訂

3.6.1 (4) 児童生徒の参画

【児童生徒の参画】

校則の見直しの過程に**児童生徒自身が参画すること**



参加ではなく → **参画**

校則の**意義**の理解

自ら校則を守ろうとする意識の醸成

意見の表明

身近な課題を自ら解決する態度

校則に関する本区の実態

数年前まで・・・

○根拠のない校則やきまり

- ・肌着や下着、靴下の色、ワンポイントやラインの指定、くるぶしの見える靴下不可、頭髪の色、髪は黒か紺のゴムで結わく、ツーブロック禁止等
- ・異装によって下校させる、授業に参加させず別室指導等

「なぜ、そうでないといけないのか・・・」説明できない
「校則・きまりだから・・・」「守るのは当たり前」

ファーストペンギンの中学校

【A中学校】

校則は「Be Gentleman 紳士であれ」

※「紳士」：男女に関係なく、知性に富み、礼儀正しく、思いやりにあふれる人

「あじみこし」（挨拶・時間・身だしなみ・言葉遣い・姿勢）☞社会で必要とされる

【B中学校】

校則から髪型や服装等の細かい規定を廃止→生徒と教員が話し合って決定

生徒服装規定〈標準服・体操着・私服〉のいずれかを選んで着用

「スマートフォン学校持ち込みに関するルール」→生徒が決定

教育委員会として

- 他校にも追随してほしい！！
- 校長会や学校訪問時等で紹介や呼びかけ

しかしながら・・・

「生徒に任せて決めさせるなんてとんでもない」
「好き勝手な考えが出てきて收拾がつかなくなる」
「管理できず、生徒が荒れる」

そこで・・・

教育委員会のリーダーシップが必要

区全体としての取組へ！！

① **区**の管理運営規則の改正

② 「**校則の見直しに関するガイドライン**」の制定

区管理運営規則の改正

改正後	改正前
<p data-bbox="224 344 1179 482">○東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年9月29日東京都板橋区教育委員会規則第6号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則</p> <p data-bbox="193 591 573 639">(学校規程の制定)</p> <p data-bbox="170 732 1179 978">第26条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他学校規程を制定することができる。 (2) 校長は、校則の制定又は改廃に、教職員児童生徒及び保護者を参画させるとともに校則を公表するものとする。</p> <p data-bbox="211 1068 287 1096">(委任)</p> <p data-bbox="170 1125 952 1153">第27条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p data-bbox="224 1232 308 1260">付 則</p> <p data-bbox="198 1286 754 1315">この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1238 344 2181 482">○東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年9月29日東京都板橋区教育委員会規則第6号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則</p> <p data-bbox="1192 522 1276 551"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1365 732 1944 781">校則についての規程を明記</p> <p data-bbox="1225 1068 1302 1096">(委任)</p> <p data-bbox="1179 1125 1961 1153">第26条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p>

校則の見直しガイドラインの制定

板橋区立学校 校則の見直しに関するガイドライン

令和5年3月
板橋区教育委員会事務局指導室

1 校則見直しの目的

令和4年6月、「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられました。子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要なこととして示されています。

本区では、「板橋区教育ビジョン2025」における、「めざす将来像」として

- “いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！”地域を支える教育の根拠
- “学び合う、学び続ける人づくり！”地域を創る教育の根拠

を掲げ、様々な取組を進めています。

その実現のために、児童・生徒に対し、以下の資質・能力を養う必要がうたわれています。

- 主体的に課題を見出し、解決に導く力
- 協働して課題解決に取り組む力
- 失敗を恐れずチャレンジする力

校則においても、児童・生徒自身が、主体的に考え、行動できるよう、児童・生徒の意見を聴取する機会を設け、学級活動の授業等において、校則について確認し、議論する機会を設けることが必要です。

児童・生徒が、校則の見直しに主体的に参画することで、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童・生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題に対し、自ら判断し行動できる力を育成することを目的とし、各校で校則の見直しに取り組んでください。

校則の見直しガイドラインの制定②

2 校則について

文部科学省は、「生徒指導要領（令和4年12月）」において、校則の意義等について以下のように示しています。

(1) 校則の意義・位置づけ

児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童・生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童・生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童・生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

(2) 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童・生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページに公開しておくことや、児童・生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童・生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できない校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、必要性の有無や社会通念上許容される範囲か等を常に考え、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童・生徒がいはいか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童・生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童・生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられます。

また、その見直しに当たっては、学級活動の授業等や保護委員会といった場において、校則について議論し、議論する機会を設けるなど、それぞれの当事者が主体的に関与することが求められます。そのため、校則の策定や見直し手順についてあらかじめ公開し、当事者間で共有しておくことが望まれます。

(4) 児童・生徒の参画

※参画・・・政策、事業などの計画に関与すること。

校則の見直しの過程に児童・生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童・生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するという教育的意義を有するものとなります。

これらのことを踏まえ、令和5年3月「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（以下、「規則」という。）」を見直し、校則について規程整備を行いました。

【参考】東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則

（学校規程の制定）

第26条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他学校規程を制定することができる。

(2) 校長は、校則の制定又は改廃に、教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

校則の見直しガイドラインの制定③

3 校則見直しの取組方法

校則について、規則を遵守し、児童・生徒が自ら主体的に考え、行動する力を育むためにも、以下の観点から見直しの取組を行います。

(1) 児童・生徒が、主体的に考え、行動し、決めていく仕組みづくり

校則について、少なくとも年1回は、「いたばし 学級活動の日」をはじめとした学級活動の授業等の中で、児童・生徒が主体的に話し合い、自分たちで自分たちの学級や学校をよりよくしていくという意図と実践力を醸成する場を作ります。

さらに、小学校の代表委員会や中学校の生徒会活動等を活用し、児童・生徒が自ら課題を発見し、協働して課題解決に取り組み、自分たちで自分たちの学校をよりよくしていきます。

そして、コミュニティ・スクール委員会で、保護者・地域等の意見を聞き、学校・保護者・地域が協働して取り組んでいきます。

【取組例】

- ・教職員と児童・生徒が、見直しに関わる検討委員会等を設置する。
- ・校則見直しの計画を作成し、校則見直しを図ることについて周知する。
- ・全校児童・生徒を対象に、校則に関するアンケートを実施する。
- ・「いたばし 学級活動の日」等のなかで、アンケート結果に基づき、校則の見直しについて話し合う。
- ・コミュニティ・スクール委員会で、保護者・地域等の意見を聞き、協働で取り組む。

(2) 必要かつ合理的な範囲で制定

校則は、規則に定めているとおり、必要かつ合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。

校長は、校則について、必要かつ合理的な範囲で制定するという視点及び児童・生徒の人権に関わる観点から、特に次の①～④の内容について、留意してごください。

【留意事項】

①生まれ持った性質を侵害する内容

【例】地毛の色について

②性の多様性を尊重できていない内容

【例】性別に男女の区別を設け、選択の余地がないもの
性別ごとに違った髪型を定めているもの

③健康上の問題を生じさせる恐れがある内容

【例】冬場の上着着用禁止等、服装の選択に柔軟性がないもの

④合理的な理由を説明できない内容や人によって恣意的に解釈されるあいまいな内容

【例】靴下や肌着等の色を無条件に統一する

(3) 児童・生徒や保護者、地域への周知

見直された校則について、児童・生徒、保護者、地域の方々から理解と協力を得るため、校則を学校ホームページに必ず掲載してください。

4 校則見直しスケジュール

学校は、以下のスケジュールを参考とし、毎年少なくとも年1回は、必ず校則の見直しを行ってください。

	学校（取組例）
4月～6月	○検討委員会等の設置 ・校則見直し年間計画の作成 ・見直しを図ることの周知 (児童・生徒、保護者、CS委員会等)
7月～12月	○校則見直しの検討 ・アンケートの実施(児童・生徒、保護者等の学校関係者) ・アンケートの集計・分析 ・校則見直し案の作成 ○校則見直し案の意見聴取(児童・生徒、保護者等の学校関係者) ○校則見直し内容の決定
1月～3月	○見直した校則の公表 ・児童・生徒、保護者、CS等への周知 ・入学説明会で周知 ・学校ホームページに掲載 ※ホームページは3月中、遅くとも4月中には掲載する ○次年度方針について協議

<参考 学級活動・生徒会活動に関する主な行事予定(令和5年度)>

○8月・12月～1月 「生徒会交流会」

○1月 「いたばし 学級活動の日」 全校実施

「ガイドライン」の柱

※生徒指導提要の改訂をうけて

- 毎年、少なくとも年1回の見直し
- 見直しの仕組づくり → 児童生徒・保護者・地域に周知
- 児童生徒の参画
- CS委員会等での熟議（意見の聴取等）
- 学校HPに掲載

子どもの声・子どもの主体性を尊重！！
学校・保護者・地域の協働！！

プロアクティブな生徒指導の現状と課題

【現状】

- 目の前の課題に対応する課題解決的な指導に偏りがち
- 「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員が支えていく」という意識が十分でない。
- 「全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて全ての教育活動において進められる生徒指導」とであるという理解がまだ十分図られていない。

【課題】

教員のプロアクティブな生徒指導への理解と意識改革！

プロアクティブな生徒指導に向けて

本区が力を入れていること

○全区体制での特別活動の充実

○総合的な学習の時間を核とした探究的な学習
を通して、小中一貫教育の推進

○アセスメントを活用した学級経営の充実

全区体制での特別活動の充実

○特別活動の目標

様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する。

- ①人間関係形成 ②社会参画 ③自己実現

まさに・・・



○生徒指導の目的

児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える。

「いたばし学級活動の日」を実施

○令和4年度から実施

○令和5年度は

令和6年1月20日（土）土曜授業プラン

全区立小中学校74校が学級活動の授業を公開

授業後、保護者・地域等から意見を聞く



自分たちの学校・学級は、自分たちの力で創る（創造）！！

子どもにとって身近な社会である学校、その**社会の創り手**は子どもたち
校則・きまり等を変えていく経験は、やがて社会を変えていく、変えていけるという自信に！

探究的な学習の充実

○総合的な学習の時間の目標

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、**自己の生き方**を考えることができるようにする。

【探究的な学習の過程】

①課題設定②情報の収集③整理・分析④まとめ・表現  **自己指導能力**

自発的・自律的な学習が進められるように、教員が伴走して適切な指導をして**学びを支える**。



まさに・・・

発達支持的生徒指導

アセスメントを活用した学級経営

○年2回 学級満足度調査実施

- ・ 学校生活における児童生徒の満足感や意欲
- ・ 学級集団の状態の把握



いじめ・不登校、学級の荒れ等の**未然防止**

魅力ある学校・学級をめざす

○学校・学級は**安全・安心な居場所**

☞ 誰一人取り残さない

○学校・学級は一人一人の子どもが

自己実現できる学び舎

☞ わかる・できる・楽しい授業の工夫

ご清聴ありがとうございました。